



島根県報

令和5年5月30日（火）

第 4 1 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
県営土地改良事業計画の変更（3件）	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ 〃 ）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除	（ 〃 ）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	5

【公 告】

島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務の調達に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	7
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	11

【公安告示】

雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	12
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（ 〃 ）	14

告 示**島根県告示第376号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和5年6月12日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第377号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社訪問看護ステーション花hana	訪問看護	合同会社訪問看護ステーション花hana	益田市横田町285-8	令和5年6月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区用排水施設事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区区画整理事業（県営中山間地	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

域農業農村総合整備事業)

島根県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年5月30日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
浜田東部地区暗渠排水事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所

島根県告示第381号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸山達也

事業名	完了年月日
新堤地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業）	平成28年9月30日
野峠地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成29年3月29日

島根県告示第382号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
邑智郡美郷町高畑333-18
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第384号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 宍道湖湖北加入区（宍道湖漁業協同組合）
- 2 宍道湖平田加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第385号

令和5年島根県告示第146号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸山達也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス斐川西店 島根県出雲市斐川町富村800番外
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	土砂等の運搬にあたっては、現場監督者等により過積載及び転落防止措置に十分注意するとともに、運転者へ安全速度遵守の指示を徹底すること。	各種法令法規を遵守し、開発に伴う事故や違反を未然に防止する必要がある。
2	開発区域内の重機等について、施錠を確実に盗難防止に努めること。また、休日、夜間に子ども等が開発区域内に立ち入らないようバリケード等の設置をすること。	営業（作業）時間外の監視の目がない状況では、盗難発生や子どもの蟻集場所として使用されることがあるため、施錠の徹底と区域内への立ち入り防止対策を講じる必要がある。
3	車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。
4	店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するなど、十分な渋滞対策を講じること。	平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を円滑に進行させるため、交通整理員を配置させるなどの対策を講じる必要がある。

5	早朝の荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策にあわせ徹底した騒音（防音）対策を行うこと。また、搬入車両について近隣住民の安眠を妨害することがないように検討し実施すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
6	長時間使用する室外機、受電設備等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。早朝及び夜間における近隣住民の安眠を妨害することがないように防音対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
7	敷地内に照明等設置する時は周辺の住宅に影響を与えないよう十分配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
8	店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないように配置や構造に配慮すること。	周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。
9	周辺の住民や事業所等に当該事業についての事前説明を行うこと。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
10	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解決に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
11	店舗改装工事に伴い工事車両が市道を通行する場合は、積載物の落下などによる道路の汚損・破損がないよう注意を喚起すること。 道路に汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。なお、工事着手前に各道路管理者と道路面の状況等の立会を行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58条（原因者負担金）による。
12	道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。	道路法第32条（道路の占用の許可）による。
13	道路及び河川における占用及び承認工事が必要な場合は、申請を行い許可を得ること。	道路法第24条（道路管理者以外の者が行う工事）及び第32条（道路の占用の許可）による。出雲市普通河川道路等管理条例第4条、第5条による。
14	店舗敷地の工事中及び工事完成後においても、店舗敷地に隣接する用排水路に、土砂や汚濁水が流入することがないようにすること。	用水路に土砂等が流入し、流れを阻害すると、ほ場への農業用水供給の支障になるため。 また、排水の流れが阻害され滞水すると、悪臭や病害虫の発生原因となるおそれがあるため。
15	使用されなくなる農業用水取水口及び排水口を撤去すること。	用水路に土砂等が流入し、流れを阻害すると、ほ場への農業用水供給の支障になるため。 また、排水の流れが阻害され滞水すると、悪臭や病害虫の発生原因となるおそれがあるため。
16	地元の要請に応じ、用排水路の清掃に協力すること。	用水路に土砂等が流入し、流れを阻害すると、ほ場への農業用水供給の支障になるため。 また、排水の流れが阻害され滞水すると、悪臭や病害虫の発生原因となるおそれがあるため。
17	事業区域内の農地について、農地法第5条の規定に	農地法第5条（農地又は採草放牧地の転用のための

<p>よる農地転用許可手続きを行うこと。 また、事業実施において、付近の農地等に被害が及ばないように、必要に応じて被害防除施設の設置等を行うこと。</p>	<p>権利移動の制限)による。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------

3 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務

(2) 仕様

島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から令和11年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 電子申請サービスにおける県・市町村共同利用部分 120,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 参加団体個別契約オプション機能経費に係る1団体当たりの上限額は、次のとおり。

(ア) API連携機能（導入及び運用費用） 2,970千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(イ) 電子決済機能のうちクレジット決済機能（導入及び運用費用並びに手数料） 2,128千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(ウ) 施設予約機能（導入及び運用費用） 9,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(エ) 自動車税住所変更等手続連携機能（県のみ導入） 1,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は市町村において、電子申請システムの開発業務又は電子申請サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同利用体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする）

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の契約不適合責任

(ソ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする）

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年5月30日（火）から同年6月6日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県総務部情報システム推進課情報総務係

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で

1部を配布する。

4 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（FAX又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和5年6月6日（火）午後4時までとする。

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課情報総務係

電話 0852-22-5700 FAX 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

(4) 質問に対する回答は、令和5年6月16日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書の写しを添付すること。）

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和5年6月23日（金）午後4時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後4時までに必着とする。

ウ 提出先

5の(3)に同じ。

(3) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

令和5年6月28日（水）までに、郵送にて通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 17部

ウ 見積書 1部

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和5年7月10日（月）午後4時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後4時までに必着とする。

ウ 提出先

5の(3)に同じ。

8 選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「契約予定者」という。）を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において提案競技参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書類審査を行い、必須要件を満たす提案を選定する。

イ 第2次審査（提案書に関するプレゼンテーション）

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施し、提案内容を把握し評価する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに、契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格に100分の110を乗じて得た額が提案上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 第1次審査結果の通知

令和5年7月14日（金）までに郵送で通知する。

なお、第1次審査を実施しなかった場合についても、その旨通知する。

(5) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

令和5年7月31日（月）までに郵送で通知する。

(6) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書に定める。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Provision of related support for Shimane Prefectural E-application system
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 4 : 00 p.m. 10 July 2023
- (3) For further details contact : Information System Promotion Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5700

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸山達也

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年5月12日から同年8月31日まで

3 作業地域

松江市黒田町及び春日町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業期間

令和5年5月16日から同年9月29日まで

3 作業地域

益田市喜阿弥町地内

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務1級	学科試験	令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和5年10月18日（水）午前9時から午後5時まで	
雑踏警備業務2級	学科試験	令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和5年10月4日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<input type="checkbox"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="checkbox"/> 法令に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和5年7月31日（月）から同年8月4日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写真及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和5年5月30日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務1級	学科試験	令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和5年10月11日（水）午前9時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	学科試験	令和5年8月30日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和5年9月27日（水）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

島根県松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<input type="checkbox"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="checkbox"/> 法令に関すること。 <input type="checkbox"/> 車両等の誘導に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和5年7月31日（月）から同年8月4日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明す

る書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。